

手口を知って
トラブルを防ごう!

スマートフォンのワンクリック請求の 新しい手口を紹介します。

手口①

請求画面が表示されたときに シャッター音が聞こえる

写真を撮られて個人情報が業者に伝わったと利用者に誤認させ、慌ててメールや電話で業者へ連絡をとらせる意図があると考えられます。

実際には写真は撮影されていません。



手口②

登録完了画面が出た後に、 自動的に電話を発信させる

登録完了画面で「誤作動の場合はこちら」「取消はこちら」という表示が出て、そのボタンを押すと、業者に電話が自動的にかかり、利用者の電話番号が相手に知られてしまいます。電話発信しない限り、画面が消えません。



アドバイス

根拠のない請求は無視しましょう!

有効な申込みをしていない場合、契約は成立していません。
根拠のない請求は無視し、不安な場合は消費生活相談窓口へ相談しましょう。

事業者には絶対連絡しないようにしましょう!

請求画面が消えないからといって、お金を支払う、業者に連絡をとる、退会画面から手続きをするなどの行為は絶対にしないで下さい。相手に個人情報を知られ、次々と請求を受けるようなケースもあります。

請求画面の消し方

「独立行政法人情報処理推進機構 (IPA)」のホームページを参照してください。

<https://www.ipa.go.jp/>

※ワンクリック請求に関する注意喚起: <https://www.ipa.go.jp/security/topics/alert20080909.html>



おや? あれ?
と思ったら、
ご相談を!

「お金を取り戻せる」の甘い言葉にご注意ください!

被害救済を装う業者に関する相談が急増しています

悪質な業者の中には、公的機関と紛らわしい名称もありますので、注意してください。公的機関は交渉料等の費用を請求することはありません。



アドバイス

知らない業者から勧誘されても契約しない

知らない業者から電話や書面で「過去の被害金額を取り戻せる」等の勧誘を受けても、新たな被害に遭う恐れがあるため、相手にせず契約しないようにしましょう。

広告や説明を鵜呑みにしない

「消費者トラブルを解決する」「請求をとめられる」といった広告や説明を鵜呑みにせず、必要のない契約はしないようにしましょう。インターネットで検索する際には、検索結果と業者の広告が両方表示されることもありますので十分注意しましょう。

★このようなトラブルで「判断に迷う」「不安だ」という場合は、まずは最寄りの公的機関の相談窓口へ相談するようにしましょう。(巻末掲載)